頓宮　裕貴
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターセンター員に任命する
（海上保安庁警備救難部管理課
付）海上保安官　筒井　直樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上三月一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、三月五日午前九時四十四分御出門、「第二十六回旭出学園工芸展」を御覧のため、日本橋三越本店（中央区）へ行啓、同十時二十五分還啓になつた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年３月９日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	多賀城市下馬五丁目175番２から同市下馬二丁目95番17までの上り線

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）並びに東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年３月９日

東北運輸局長　永松　健次

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「242,400円」を「244,200円」に、「225,950円」を「227,750円」に、「183,200円」を「185,000円」に、「174,050円」を「175,850円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「238,300円」を「240,000円」に、「177,250円」を「178,250円」に改める。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「196,200円」を「198,200円」に改める。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「194,800円」を「196,800円」に、「181,100円」を「183,100円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年４月８日から効力を生ずる。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十八年二月十六日付けをもつて指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十八条の規定により公告する。

平成二十八年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

行政区画又は測量及び調査を行つた者の名称	地図及び簿冊名
神戸市	図第第神戸３地区１区国際港都建設計画及び調査工業地帯土地造成事業所西神区団地の地造成事業

公告

諸事項

工場財団

東京都江東区塩浜一丁目３番21号**株式会社クロースタジオ**の茨城県神栖市太田字宝山595番地１、603番地17、603番地18宝山太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月９日

水戸地方法務局鹿嶋支局

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成28年３月９日

近畿地方整備局長　山田　邦博

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

道路管理情報システム（以下「既設設備」という。）は、その果たすべき役割を発揮するため、必要な機能・性能を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・据付したものであることから、下記の応募要件を満たし、本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本案件に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（最低価格落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

２．概要

⑴　調達件名　道路管理情報システム改造１式

⑵　納入場所　大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　近畿地方整備局　他３箇所

⑶　対象設備　近畿地方整備局の既設設備
なお、内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。

⑷　内容　既設設備にかかる改造を行う。
なお、詳細は「公示説明書」参照のこと。

⑸　納入期限　平成28年12月22日

３．業務目的

既設設備は、道路情報表示装置や道路テレメータ、道路規制等のデータを含む道路情報の提供を行っているシステムである。

本案件は、近畿地方整備局が管理する既設設備の改造をするためのものである。

４．応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。

③　参加意思確認書の受領期限の日から審査結果通知の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　公示説明書の交付を直接受けた者であること。

⑵　実績に関する要件

既設設備と同種の製造の実績があることを証明できる者であること。

⑶　技術力に関する要件

①　特定予定者が保有する固有の技術を用いずに施行が可能であること。

②　運用中の既設設備に対して品質を低下させることなく改造ができること。

③　既設設備改造に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

④　既設設備改造後のアフターケア体制を有すること。（国内拠点、24時間の連絡体制、保守部品10年以上）